

投資情報 Q&A

Q: 共同年度検査制度(聯合年檢)から年度報告公示制度への移行状況について説明して下さい。

改正会社法の施行に伴い、多くの関連通達が公布・施行されています。このうち「登録資本金登記制度の改革案の印刷・公布に関する通知」(以下“国発[2014]7号”と表記)及び「企業年度検査業務の停止に関する通達」(以下“工商企字[2014]28号”と表記)により従来の共同年度検査制度が廃止され、2014年から年度報告公示制度に移行する旨が規定されています。しかし、年度報告公示制度に基づく必要書類やその届出期限など、実務的な詳細は不明の状態でした。

今般、従来の共同年度検査制度における提出先となっている行政当局のうち、工商行政管理局以外の商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局の5部門は連名により、2014年4月16日付けで「2014年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175号”と表記)を公布しました。商資函[2014]175号では、当該5部門は全ての外商投資企業に対し「全国外商投資企業年度運営情況ネット上聯合申告及び共有システム」を通じて、2014年の年度報告(以下“共同年度報告”と表記)を実施するように定めています。これにより、外商投資企業は4月21日から6月30日までに遅滞無く共同年度報告を完了するように求められています(下記「1.商資函[2014]175号の解説」を参照)。

また、駐在員事務所については、「外国企業常駐代表機構登記管理条例」(國務院令 第584号)に基づき、従来通りの共同年度報告が維持されています。すなわち、駐在員事務所に対しては商資函[2014]175号の公布以前から各地の工商行政管理局 Web サイトで、例年通り、毎年3月1日から6月30日の期間中に年度報告書類を提出するように求めています¹。

一方、工商行政管理局に対する年度報告については、企業は2014年から同局 Web サイト上の「全国企業信用情報公示システム」(以下、“公示システム”と表示)を通じて年度報告資料を掲載することが求められており、当該公示システムは既に稼働しています²。しかし、工商企字[2014]28号では公示システムを用いた年度報告公示制度の具体的な詳細は示されておらず、また現時点では中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と省略)など一部の工商行政管理局を除き、地方レベルの工商行政管理局からの補充通達等の公布も見られません。例えば北京市や上海市の工商行政管理局では具体的な実施弁法等を準備中の状態であり“今後、公式サイト

¹ 例えば、工商行政管理局 Web サイトには、要提出書類やネット申告を行う旨が公表されている。
(同 URL:<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2012-12-21-0000009a201212200035.html>)

² 公示システムの詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134号(2014年1月)」を参照のこと。

でアップデート情報を掲載する³⁾と回答するのみに止まっています。

尚、自貿区では「自貿区における企業年度報告公示弁法」(滬工商管[2014]49号、以下“自貿区公示弁法”)が公布され、新制度による公示手続きに関する必要書類やその届出期限、手順等が具体的に示されています。新制度における実務運用は地方により異なる可能性がありますが、自貿区公示弁法は企業が年度報告手続きを進めるにあたり、一つの参考になると考えられます(下記「2.自貿区公示弁法の解説」を参照)。

1. 商資函[2014]175号の解説

従来の共同年度検査と同様に、商資函[2014]175号では全ての外商投資企業に対して「全国外商投資企業年度運営情况ネット上聯合申告及び共有システム」(URL: <http://www.lhnj.gov.cn>)を通じて、共同年度報告を実施する旨が定められています。全ての外商投資企業は、商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局の5部門に対し、提出期間である2014年4月21日～6月30日に当該システムを通じて報告する必要があり、正確な書類を遅滞なく提出するように要求されています。但し、商資函[2014]175号には具体的な必要書類等の記載が無いため、地方政府レベルでの補充通達等により、明確化されるものと考えられます(従来の共同年度検査における要求書類は下表1を参照のこと)。

尚、一部地方政府のWebサイトでは、既に当該システムに関する具体的な操作方法の掲載を開始しています。また共同年度報告に対し、“出資検証(验资)報告書及び年度検査報告書の提出を強制しない”とする地方当局もあります⁴⁾。従って、実務的な運用は所在地の関連行政当局への確認が必要と考えられますので、注意が必要です。

【表 1:従来の共同年度検査における要求書類】

提出先の行政機関	主要な必要書類
商務部門 (外資管理部門)	<ul style="list-style-type: none">● 共同年度検査サイトの各部門によるオンライン審査意見● 共同年度検査報告書原本● 批准証書正本、副本とコピー● 営業許可書のコピー● 会計士事務所が発行した監査報告書のコピー● 奨励類企業:「奨励類プロジェクト確認書」のコピー● ハイテク技術企業:「ハイテク技術企業相関証書」のコピー等 * 提出書類コピーには、全て企業の公印が必要
財政部門	<ul style="list-style-type: none">● 企業公印のある共同年度検査報告書(表一から表七まで)のコピー● 会計事務所が発行した監査報告書の原本及び財務諸表● 財政登録証副本(原本)

³⁾ 上海市工商行政管理局 Web サイト“網上諮詢”において同局より回答された“今年、企業年検制度改為年報公示制度、具体实施弁法正在籌備中、敬請關注本网站發布的公告。”より抜粋。

⁴⁾ 徳陽市 Web サイト(URL: <http://www.dyzw.gov.cn/newsshow.asp?id=6887&c=%D5%FE%B8%AE%CE%C4%B8%E6>)より抜粋。

提出先の行政機関	主要な必要書類
税務部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業公印のある共同年度検査報告書(表一から表七まで)のコピー ● 企業公印のある批准証書コピー ● 税務登録証副本(原本)
外貨管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 別途、国家外貨管理局直接投資外貨管理情報システムに申告する(共同年度検査報告集中受付による申告は不要)
統計部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業公印のある共同年度検査報告書(表一から表七まで) ● 会計士事務所が発行した監査報告書 ● 統計登録証(原本)

(「トーマツ チャイナ ニュース Vol.124 号(2013 年 3 月)」より抜粋)

2. 自貿区公示弁法の解説

中国(上海)自由貿易試験区では自貿区公示弁法が公布されており、新制度による公示手続きの届出期限に加えて、必要書類、手順等が具体的に示されています。

自貿区公示弁法では、年度報告公示制度に関する詳細が定められています。まず、必要書類の届出期間は従来の共同年度検査と同様に3月1日から6月30日となっています。また、分公司に対しても年度報告の公示手続きを要求しており、公示すべき内容には登記・届出事項、営業状況、連絡方法等が含まれます。

新規設立企業の場合、設立の翌年から年度報告を送付し、公示が必要となります。尚、オンライン経営に従事する企業の場合には、Webサイト或いはインターネット店舗の名称、Webアドレス等の情報も公示対象となります。また年度報告公示手続きを3年連続で実施しない場合、ブラックリストに掲載されるだけでなく、法定代表者は以後3年間、他社の法定代表者に就任できません。

また、自貿区公示弁法では、会計事務所が発行する年度監査報告書の提出義務を課せられる企業は限定されています。すなわち、外商投資企業の授權登録資本金が2000万元未満、年間の販売(営業)収入が2000万元未満、且つ一般製造業或いは商業企業であれば、規定上では年度監査報告書の提出義務の対象から外れることとなります。一方において、これらの企業に対しても、自発的な年度監査報告書の提出が奨励されています。

尚、中国(上海)自由貿易試験区以外では、新制度における工商行政管理局の実務運用は地方により異なる可能性があり、留意が必要です。

【表 2: 自貿区公示弁法と商資函[2014]175 号との比較】

項目	自貿区工商行政管理局年度報告公示制度 (自貿区公示弁法等)	共同年度報告 (商資函[2014]175号)
年度監査報告書の提出義務を有する企業の要件	下記のいずれかに該当する企業 <ul style="list-style-type: none"> • 上場企業 • 国有独資企企業及び国有支配企業 • 授權登録資本金が 2000 万元以上の企業 • 年間の販売(営業)収入が 2000 万元以上の企業 • 金融、証券、先物、保険、投資、担保、出資金払込み検査、評価、小額貸付、不動産開発、不動産ブローカー、留学仲介、教育研修(コンサルティング)、出入国仲介、国外労務派遣仲介、企業登記代理、中古物資回収、民用爆発物、花火・爆竹、建設施工等の経営活動に従事する企業 	全ての外商投資企業
届出期限	毎年3月1日～6月30日	2014 年 は 4 月 21 日 ～ 6月30日
要求書類	<ul style="list-style-type: none"> • 登記・届出事項 • 登録資本金の払込み状況 • 資産状況 • 営業状況 • 従業員人数及び連絡方法等を含む 	規定なし (従来の要求書類は[表1]を参照)
罰則規定 ⁵	<ul style="list-style-type: none"> • 年度報告を公示しない企業を経営異常リストに記載し、併せて、企業信用情報公示システムに公示する ⇒但し、企業は経営異常リストへの記載日から3年間、年度報告公示義務を履行すれば、登記機関に正常記載の状態に回復するよう申請することが可能 • 連続して3年間、年度報告公示義務を履行しない場合には、経営異常リストに永久記載され、重大な違法・規定違反企業リスト(所謂“ブラックリスト”)に組入れられる • 経営異常リストに永久記載された企業の法定代表者は、同リストへの永久記載から3年間は、他の企業の法定代表者(責任者)を担当してはならない 	規定なし

⁵ 法定代表者に関する罰則規定は、「中国(上海)自由貿易区における企業経営異常リスト管理弁法(試行)」(第15条)より抜粋。他は自貿区公示弁法からの抜粋・要約。

3. 留意事項

工商行政管理局以外の5部門については商資函[2014]175号が公布され、共同年度報告の実施が明確化されましたので、今後、各地方政府レベルにおいても、補充通達等の公布に留意する必要があります。また、報告期限は従来通り6月30日となっていますので、遅滞の無い対応が求められます。

一方、工商行政管理局への対応については、自貿区以外の工商行政管理局では未だ年度報告公示制度の詳細が公表されていない状態であり、中央政府或いは各地方政府レベルでの補足通達の公布が望まれます。更に、自貿区でも外商投資企業を対象とする補充通達が別途、公布される可能性にも留意する必要があります。今後公布される補充通達等においては、自貿区以外でも一定規模以上や一部業種の企業に対してのみ年度監査報告書の提出義務を課すのか、更にその実務運用をも含めて確認する必要がありますので、留意が必要です。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited